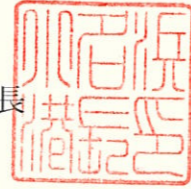


港長公示第4号

港則法第37条第1項の規定により、次のとおり船舶の航泊を禁止したから、同条第2項の規定により、公示する。

平成23年4月20日

小名浜港長



小名浜港3号ふ頭東側海面における航泊の禁止について

小名浜港3号ふ頭第1号岸壁及び同第2号岸壁上に設置してある引込クレーン式アンローダ2基が、地震等により海面に倒壊・転倒する恐れがあり、切迫する危険性が生じたため、下記により小名浜港長の許可を受けた船舶以外の一般船舶の航泊を禁止する。

記

1 期 間

平成23年4月22日から当分の間

2 区 域

次の各地点を順次に結んだ線及び二とイを結んだ線により囲まれた海面

イ 小名浜港三崎防波堤灯台から316度13分 1, 378メートルの地点
(北緯36度56分35.2秒 東経140度53分52.4秒)

ロ イ地点から190度59.4分 370メートルの地点
(北緯36度56分23.8秒 東経140度53分49.6秒)

ハ ロ地点から103度26.4分 80メートルの地点
(北緯36度56分23.2秒 東経140度53分52.8秒)

二 ハ地点から11度32.4分 370メートルの地点
(北緯36度56分34.9分 東経140度53分55.9秒)

3 標 識

ハ地点と二地点並びにその中間地点に、標識(球状 オレンジ色塗)が設置される。

4 備 考

引込クレーン式アンローダの高さは、約40メートルある。

略 図

小名浜港

